

※口絵4〜5頁のカラー広告もご覧ください

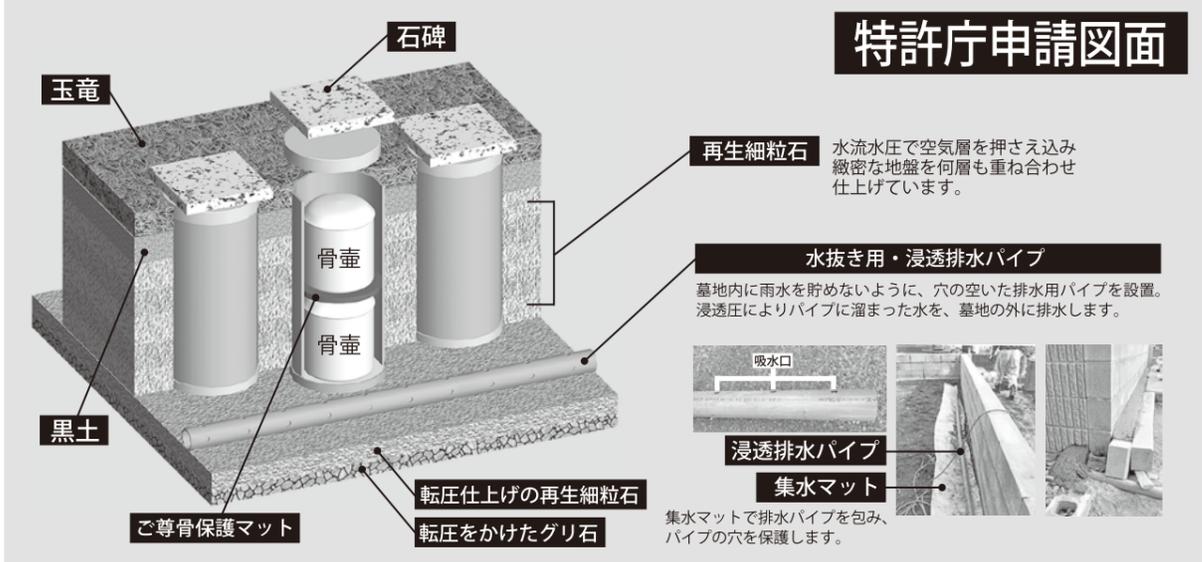
# 集客力、販売スピード、販売単価アップも期待できる 骨壺のまま納骨する樹木葬墓地が好評！

## 千代石(株) (横浜市保土ヶ谷区)



いまや一般墓地を凌ぐ勢いで広がりを見せる樹木葬墓地。その納骨方法はさまざまで、当初は、墓地として許可を受けた里山（または既存の墓地内）に穴を掘って焼骨を埋蔵していたが、その後、丘カロート式の納骨施設にシンボルツリーを立てて、その周りに個別埋蔵したり、合祀するタイプなども登場している。土中に埋蔵後一カ月〜半年で土に還るバイオ骨壺を採用する事例などもあるが、その期間が過ぎると遺骨だけを取り出すことができず、原則として改葬できないことになる。そうしたなか、遺骨を別の容器に移し替えたり、粉骨することなく、骨壺のまま土中に納骨できる樹木葬墓地が誕生し、人気を集めている。千代石(株)（河東田清八郎社長）が供養重視の視点で考案した「骨壺納

### 特許庁申請図面



再生細粒石 水流水圧で空気層を押しさえ込み緻密な地盤を何層も重ね合わせ仕上げています。

水抜き用・浸透排水パイプ 墓地内に雨水を貯めないように、穴の空いた排水用パイプを設置。浸透圧によりパイプに溜まった水を、墓地の外に排水します。

吸水口

浸透排水パイプ

集水マット 集水マットで排水パイプを包み、パイプの穴を保護します。



最終段階の骨壺納骨筒の永久固定仕上げ作業（横浜慶弍寺樹木葬墓地）



斜め上から見た横浜慶弍寺樹木葬墓地

骨型樹木葬墓地」だ。

基本構造は上図のとおり、一般的な（特殊形状を除く）骨壺二つが上下にすっぽり収まる筒型のカロートが土中に埋設されているが、同社独自の技術・工法により土圧や水圧、浸水等の影響を最小限に抑えることで、カロートの耐久性や永続性が強化されている（特許申請中）特願

2022・21361）。

「ご焼骨は、参列者全員が祈りを込めて骨壺に納めると『ご尊骨』になる、といわれています。その大事なご尊骨を、業者側の都合あるいは構造的な理由で別の容器に移し替えたり、粉骨することに少なからず抵抗感を感じる方もいらっしゃるでしょう。そこで当社では、亡



昨年12月に開設した野田樹木葬墓地「大地」(千葉県野田市、真光寺)。骨壺納骨型としては2例目となる



開眼法要の塔婆を手にして、聖観音菩薩像と並んで立つ河東田清八郎社長(野田樹木葬墓地「大地」にて)

同社では、相縁事業部を立ち上げ、本工法を採用した「骨壺納骨型樹木葬墓地」を一緒に展開してもらえ、協賛石材店を募集中。対象エリアは原則として関東圏を中心とし、販売エリアが重複しないようエリア制の採用も検討してい

る(巻頭の口絵4〜5頁カラー広告も参照のこと)。「お寺様などへのご説明が必要な場合は、当社から寺院専門スタッフを派遣して同行させることも可能です。もちろん、設計から施工、販売ノウハウや各種書類関係、パンフレットやチラシなどの作成に至るまで、当社がすべてバックアップいたします。昨年、いくつかの石材店様から現場事情をお聞きする機会があり、改めてお寺様との関わりが減っていることを身を

もって感じた次第です。この骨壺納骨型樹木葬墓地が、お寺様との絆を再構築するきっかけになればと思っています」と河東田社長は述べる。資料請求及び詳細等に関する場合は、左記までお問い合わせのこと。

◎千代石(株)・相縁事業部  
 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町1-11-14・202  
 TEL045-459-9813  
<https://www.chiyoseki.jp/>  
 ※口絵4〜5頁のカラー広告もご覧ください

## 特許出願控書

項数 9

貴整理番号:	当所整理番号: 9292P2022
名称	骨壺納骨型墓地構造
出願日	令和4年(2022年)2月15日
出願番号	特願 2022-21361
審査請求期限	令和7年(2025年)2月15日
審査請求手続	④ 済 (令和 年 ( 年 ) 月 日)
登録日	令和 年 ( 年 ) 月 日
登録番号	特許 第 号
出願人	千代石株式会社
発明者	河東田 清八郎

### 鈴木正次特許事務所

弁理士 涌井 謙一 弁理士 山本 典弘  
 弁理士 鈴木 一永 弁理士 工藤 貴宏  
 弁理士 三井 直人  
 〒160-0022 東京都新宿区新宿6-8-5 新宿山崎ビル202  
 TEL 03(3353)3407番(代) FAX 03(3359)8340番  
※ 特許出願については、特許出願手続とは別個に、出願審査請求手続を行わなければならない。特許審査費による審査を受けることができます。  
 ※ 審査請求は特許出願日から3年以内であればいつでも行えます。  
 ※ 審査請求を行った後に、特許出願されている発明に対して特許を認めることができるかどうか特許庁が検討・判断する審査が開始されます。  
 ※ 特許出願日から3年以上に審査請求が行われなかった場合、特許出願日から3年経過した時点で特許出願は消滅します。その後に復活させて審査を受けるようにすることはできません。

本工法を採用した樹木葬墓地は、「骨壺納骨型墓地構造」として特許庁に特許申請しており、昨年2月にその申請書類が受理されている(特許出願番号:特願2022-21361)

くなられた方の尊厳やご遺族の気持ちをご優先することが最も重要と考え、従来の工法を見直し、改良を重ねた結果、このような樹木葬墓地を考案しました」  
 開発に至った経緯について、河東田社長はそう説明する。  
 しかも骨壺納骨によるメリットは、それだけではない。もともと同社施工の樹木葬墓地は、一つのカロートに三〜四霊納骨できる共通規格の納骨ポットを採用しており、その納骨(納骨

ポットへの移し替え)作業や残された骨壺の処分など手間と経費が必要だったが、骨壺納骨によりその作業効率がより早く、かつ簡単にできるようになったことで経費削減を実現している。また、これまで地元の風習で骨袋で納骨していた地域でも「今後は骨壺納骨が増える可能性がある」と指摘する。葬儀業界では、昨今の葬儀単価の大幅な落ち込みを高級タイプの骨壺を売ることでカバーしようとする傾向にあり、そうしたなかで「せっかく大金を支払ったのだから

お気に入りの骨壺のまま納骨したい(されたい)」という施主側の要望もあり、本工法に関心を寄せる協賛企業からの問合せが増えているという。まさにいま、求められている工法なのだ。「また今回、区画内に納骨用敷石を数カ所配置することで、納骨の際に他の墓石を踏んだり、迷惑をかけずにスムーズに行なえるようになり、施主様はもとよりご住職様からも再三お褒めの言葉をいただいております。樹木葬墓地の競争も年々激化していますが、千代石の理念『供養重視』『ご尊骨重視』の観点でつくり上げた、耐久性に優れた本工法を採用することで、他社との差別化を図ることもできるでしょう」と、河東田社長は述べる。

本工法を採用した第一号が、横浜慶弼寺に開設した樹木葬墓地(横浜市金沢区、六十区画)であるが、一昨年十一月に売り出したところほぼ一年で完売となり、すでに二期目が販売されている。他にも新規の契約で県内外で進行中の計画が二件あるほか、従来工法を採用した既存の樹木葬墓地でも二期目、三期目を本工法に切り替える計画が進んでいるという。